

資料5

その他(2)

障がい者手帳等で利用できる運賃の割引・助成について

8. 運賃の割引・助成

【JR 運賃の割引】

身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方は次のとおり割引が受けられます。
乗車券購入の際は窓口で手帳を提示してください。

〔割引率〕 運賃等の 50%

〔対象者〕

種別	対象者	距離制限	割引の対象となる乗車券等
第 1 種	本人及び 介護者 1 名	制限無し	普通乗車券・回数券・定期券 急行券（特急券を除く）
	本人単独利用	片道 100 km 以上	普通乗車券
第 2 種	本人	片道 100 km 以上	普通乗車券
	12 歳未満の障がい児とその介護者	制限無し	定期乗車券（小児定期乗車券を除く）

なお、12 歳未満の方やバス・私鉄各社については J R に準じた割引が受けられますが対象者・適用区間など若干違いがありますので直接各社にお問い合わせ下さい。

【バス運賃の割引】

身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方は次のとおり割引が受けられます。
乗車券購入の際は窓口で手帳を提示してください。

〔対象者〕

種別	対象者	割引率
第 1 種	本人及び介護者 1 名	50%
	本人単独利用	
	本人（定期券）	30%
第 2 種	本人	50%
	本人（定期券）	30%

・市内循環バス（ふれあいバス）は乗降車時に各種障がい者手帳を提示することにより運賃が無料になります。

【Suica&PASMO、障がい者用 IC カード】

JR 東日本と、PASMO を導入している鉄道・バス各社が、障がい者割引が適用される利用者向けの新たなサービスが開始しました。

新たな IC カードサービスでは、ご乗車の際、その都度、障がい者手帳等を提示いただくことなく割引運賃でのご利用が可能となります。なお、第 1 種身体障がい者又は第 1 種知的障がい者の大人のお客様と、障がい者本人を介護する任意のお客様 1 名が対象となります。（第 2 種身体障がい者及び第 2 種知的障がい者の方は対象外です）

新規購入時等には、サービス対象者であることを証明するため、身体障がい者手帳または療育手帳等の提示が必要です。購入やお問合せ場所は JR 東日本の Suica エリア内のみどりの窓口や、PASMO 鉄道事業者窓口など。

※利用可能エリアなどは各窓口にてご確認ください。

【国内航空運賃の割引】

満 12 歳以上の身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方は一部の航空会社の国内航空運賃の割引が受けられます。割引については、直接各社にお問い合わせください。

航空券購入の際は窓口で手帳を提示してください。

【千葉都市モノレール運賃の割引】

身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方は次のとおり割引が受けられます。乗車券購入の際は窓口で手帳を提示してください。

〔割引率〕 運賃等の 50%

〔対象者〕

種別	対象者	割引の対象となる乗車券等
第 1 種	本人及び介護者 1 名	普通旅客運賃・定期旅客運賃
第 2 種	本人のみ	
	本人が小学生以下の場合の介護者 2 名	

その他、盲導犬は無料で乗車できます。

【タクシー料金の割引】

身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方は等級に関係なく運賃の割引が受けられます。乗車時に手帳を提示してください。

〔割引率〕 運賃の 10%

(千葉県タクシー協会 ☎043-307-7002 FAX043-307-7003)

【福祉タクシー利用券の交付】

重度心身障がい児(者)が市と契約したタクシーを利用する場合、料金の一部を助成しています。支払いの際に手帳を提示し、利用券を渡してください。

〔対象者〕 八街市内に住民登録がある方で、

- ・身体障がい者手帳 1, 2 級(視覚・下肢・体幹機能障がいの方は 3 級まで)の方
- ・療育手帳①の 1・①の 2・①・A の 1・A の 2 の方
- ・精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方

〔交付枚数〕

年間 最高 48 枚

(腎臓機能障がいの方は年間最高 96 枚)

〔助成額〕

1 枚につき 500 円

(1 回の乗車で利用できる枚数は 2 枚まで、助成金の合計料金を超えない範囲でご利用いただけます)

・乗車料金が 500 円未満の場合は利用できません。

・乗車料金が 500 円から 990 円の場合、利用できる枚数は 1 枚です。

(2 枚は利用できません)

・乗車料金が 1,000 円以上の場合は、1 枚利用するか、2 枚利用するかはお選びいただけます。

〔申請に必要なもの〕

- ・各種障がい者手帳
- ・認め印

〔利用喪失届の届出〕

対象者が次のいずれかに該当することとなった時は、対象者またはその親族者は、遅滞なく八街福祉タクシー対象者資格喪失届に不必要となった利用券を添えて提出してください。

- ・市内に住所を有しなくなったとき。
- ・死亡したとき。
- ・障がい程度の変更等により対象者でなくなったとき。

【八街市予約型のりあいタクシー『チョイソコやちまた』】

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、等級に関係なく運賃の割引が受けられます。乗車時に手帳を提示してください。

また、介助者についても運賃の割引が受けられます。

なお、ご利用にあたり会員登録が必要となりますので詳細は、八街市総務部企画政策課に御連絡ください。

〔対象者〕 八街市内に住民登録がある方

八街市内に住民登録がある方の介助者

〔割引後運賃〕 対象者1名1乗車につき300円

問い合わせ先

企画政策課

☎443-1114 FAX444-0815

【有料道路通行料金の割引】

身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方は、事前に申請することにより、有料道路通行料金の割引が受けられます。割引を受けるためには、障がい福祉課、または、オンラインにて、事前に申請が必要となります。

〔割引率〕 通行料金の50%

〔対象者〕

種 別	運 転 者
第1種身体障がい者	本人もしくは介護者
第2種身体障がい者	本人運転のみ
第1種知的障がい者 (㊦の1・㊦の2・㊦・Aの1・Aの2の方)	介護者運転のみ

〔提出書類〕

自動車を登録する場合（本人または親族の車1台割引を受ける場合）

項目	必要書類等
E T Cを利用しない場合	①身体障がい者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証又は軽自動車届出済証・自動車検査証記録事項 ③割賦契約書又はリース契約書 ④運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ）

E T Cを利用する場合	①身体障がい者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証又は軽自動車届出済証・自動車検査証記録事項 ③割賦契約書又はリース契約書 ④運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ） ⑤E T Cカード（障がい者本人名義のもの） ⑥E T C車載器セットアップ申込書・証明書
--------------	---

※割賦購入（ローン）又は長期リースにより自動車を利用している場合は、割賦契約書又はリース契約書をお持ちください。

自動車を登録しない場合
（本人または親族の車のほか、レンタカー、車検時の代車、タクシーなどで割引を受ける場合）

項目	必要書類等
E T Cを利用しない場合 （E T Cを利用することはできません）	①身体障がい者手帳又は療育手帳 ②運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ）

〔更新手続き〕

- ・登録した際、手帳に有効期限が記載されます。有効期限の切れる2ヶ月前から更新の手続きができますので、障がい福祉課で更新の手続きをしてください。（必要書類については申請時と同じです。）

オンラインで申請する場合、マイナンバーカードが必要です。

詳しくは、オンライン申請受付サイトへ。

<https://www.expressway-discount.jp/>

【施設通所交通費の助成】

障がい者福祉施設に通所している心身障がい者の交通費を助成しています。
（一部対象とならない施設があります。）

〔助成額〕

公共交通機関利用の場合…実経費もしくは定期券の購入額

ただし、月額 7,000 円限度

バイク、自家用自動車、自転車…片道 1km 以上 5km 未満 月額 1,000 円

片道 5km 以上の場合 月額 2,000 円

※通所日数が開所日数の半分に満たない場合、助成月額が減額となります。

県内市町村における障害者（児）を対象とした福祉タクシー利用助成の状況一覧

令和5年4月1日時点

No.	市町村名	対象者				広域(他の市区町村)での利用 ○：制限なし △：利用区域に制限あり ×：実施なし	広域実施 利用可能な他の市区町村名 ※本列は削除、左列に変更します。	協力機関(タクシー事業者)等の有無 ※ 協力機関等のタクシーを利用しないと、助成を受けられませ ん。	担当部署	電話番号	ホームページアドレス ※ 助成内容、利用方法な ど詳細は各市町村のホーム ページにて確認してくださ い。	備 考
		身体障害	知的障害	精神障害	その他							
1	千葉市	身障手帳1～2級	市療育手帳Ⓐ～Aの2、 重度と判定された者	精神福祉手帳1級	特別児童扶養手当(1級)、特別障害者手 当、障害児福祉手当、国福祉手当(経過) の受給者、小児慢性特定疾患重症患者	○	制限なし	○	身体障害者手帳、療育手帳 をお持ちの方、各種手当の受 給者の方は各区高齢障害支援 課 精神障害者保健福祉手帳を お持ちの方、小児慢性特定疾 患重症患者は各区健康課	各区の電話番号について は、右記のホームページをご 参照ください。	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/hukushitakusi.html	
2	銚子市	身障手帳1～2級、3級 (視覚・下肢・体幹機能 障害)	療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐ の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		△	指定タクシー業者の営業範囲内で利用可能	○	社会福祉課障害支援室	0479-24-8968	https://city.choshi.chiba.jp/	
3	市川市	身障手帳1～2級、3級 (視覚障害)	療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐ の2、Aの1	精神福祉手帳1級		○	協力会社として当市と協定を結んだタクシー 会社の営業範囲内で利用可能	有	障がい者支援課	047-712-8512	http://www.city.ichikawa.lg.jp/wel05/1111000014.html	
4	船橋市	身障手帳1～2級、3級 (視覚・下肢・体幹機能 障害) 3・4級(人工透析のため に通院を要する腎臓機能 障害)	療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐ の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		○	本市福祉タクシー事業の協定事業者の営業範 囲内で利用可能	有	障害福祉課	047-436-2345	https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/shougaisha/005/02/p009707.html	
5	館山市	身障手帳1級及び2級の 一部(視覚・下肢・体幹 機能障害)	療育手帳で最重度又は 重度	対象外	左記の者のうち、18歳以上の者にあつて は、本人及び同一世帯に属する配偶者の 住民税所得割合算額が一定の基準以内で ある者、18歳未満の者にあつては、同一 世帯に属する者の住民税所得割合算額が 一定の基準以内である者	△	本市福祉タクシー事業の協定事業者の営業範 囲内で利用可能	有	社会福祉課	0470-22-3492	https://tateyama-tri.com/	
6	木更津市	身障手帳1～2級	療育手帳A・Ⓐ	対象外		○	福祉タクシー事業協力機関として、当市に登 録したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	障がい福祉課	0 4 3 8－2 3－8 5 1 3	https://www.city.kisarazu.lg.jp/	
7	松戸市	視覚・下肢体幹（1～3 級）、上肢・内部障害 （1～2級）、聴覚障害2 級	療育手帳A2以上	精神福祉手帳1級		○	市川、流山、柏、印西、千葉、船橋、我孫 子、鎌ヶ谷、酒々井、浦安、藤沢、野田、佐 倉、白井、荒川区、台東区、江戸川区	有	障害福祉課	047-366-7348	https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko/fukushi/shougai/fukushi/kakushuteate/genmen/hukusi-taxi.html	自動車燃料費助成事業の受給者は対 象外（選択制）
8	野田市	身障手帳1～3級	療育手帳所持者	精神福祉手帳 1 級		○	本市と福祉タクシー事業に関する覚書を結ん だタクシー会社等の営業範囲内で利用可能	有	福祉部障がい者支援課	04-7199-3732	https://www.city.noda.chiba.jp	
9	茂原市	身障手帳1～2級	療育手帳Aの2以上	対象外		△	千葉市（10社）、成田市（1社）、佐倉市（1 社）、市原市（3社）、八街市（1社）、いす み市（3社）、大網白里市（2社）、一宮町（3 社）、睦沢町（1社）、白子町（4社）、長南 町（4社）、長生村（3社）	有	福祉部障害福祉課	0475-20-1666	http://www.city.mobara.chiba.jp/	
10	成田市	身障手帳1～2級、3級 (視覚・下肢・体幹機能 障害)	療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐ の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級～2級		△	本市と福祉タクシー料金助成事業に関する協 定書に結んだ事業者の営業範囲	有	障がい者福祉課	0476-20-1539	https://www.city.narita.chiba.jp/kenko/fukushi/page130200.html	
11	佐倉市	身障手帳1～2級、3級 (視覚・下肢・体幹機能 障害)	療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐ の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	6 5 歳以上かつねたきり高齢者台帳登録 者	○	福祉タクシー事業協力機関として、当市に登 録したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	障害福祉課	043-484-4164	https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/shogaifukushika/121/4717.html	
12	東金市	身障手帳第1種、1～2 級、3級(視覚・下肢・ 体幹機能障害)	療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐ の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	要介護認定 4、 5	○	タクシー運賃と分かる領収書であれば、全市 区町村のものが申請可能。	無	社会福祉課 障がいサービス係	0475－50－1232	https://www.city.togane.chiba.jp/0000000922.html	申請 1 件あたり 8 0 0 円を上限とし て助成する
13	旭市	身障手帳1～2級、3級 (視覚・下肢・体幹機能 障害)	療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐ の2、A、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		○	銚子、匝瑳、八街、香取、横芝光、多古	有	旭市役所社会福祉課障害福祉 班	0479-62-5351	https://www.city.asahi.lg.jp	福祉タクシー券を乗車1回につき 1000円までの助成。一般（精神含 む）が年間24枚、じん臓（人工透析 療法を受けている方）が年間96枚を 交付。
14	習志野市	身障手帳1級、2級、3級 (視覚・下肢・体幹機能 障害)、3・4級(人工透 析のために通院を要す る腎臓機能障害)	療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐ の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	65歳以上で、要介護3、 4、 5	△	福祉タクシー協力機関として、当市に登録し たタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	障がい福祉課	047－453-9206	https://www.city.narashino.lg.jp/smph/kenkofukushi/shogaishafukushi/kotujidou/taxy.html	
15	柏市	身障手帳第1種（聴覚障 害を除く）	療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐ の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		○	本市福祉タクシー事業の協定事業者の営業範 囲内で利用可能	有	障害福祉課	04-7167-1136	https://www.city.kashiwa.lg.jp/shogaifukushi/kaigo/sougaisien/nichijoshien/taxi.html	福祉タクシー料金とは別に、寝台車 （ストレッチャー）料金も助成して いる。最大24枚（1ヶ月2枚）
16	勝浦市	身障手帳1～2級	療育手帳所持者	対象外		△	福祉タクシー事業の指定事業所として、当市 と覚書を締結したタクシー会社の営業範囲内 で利用可能	有	福祉課障害福祉係	0470-73-6619	https://www.city.katsuura.lg.jp/Info/155	
17	市原市	身障手帳1～2級、3級 (下肢・体幹・移動・視 覚・じん臓(人工透析 者))	療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐ の2、Aの1、Aの2、重度 知的障害者(児)の判定 を受けた方	精神福祉手帳1級	6 5 歳以上の在宅寝たきり高齢者	○	市としては制限をしていない 市原市福祉タクシー事業協力を締結した事業 者（114事業所）の営業範囲内で利用可能。	有	保健福祉部 障がい者支援課	0436-23-9815	https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=60237bfaece4651c88c18d43	800円のタクシー券を上限100枚ま で。ただし、腎臓（人工透析療法を 受けている方）は年間250枚まで。
18	流山市	身障手帳 1 ～ 2 級、肢 体不自由 3 級（上肢機 能障害を除く）	療育手帳Ⓐ～A	精神福祉手帳 1 級		△	当市と契約しているタクシー会社の営業範囲 内であれば、他市町村でも利用可能。※当市 と契約するタクシー会社は、流山市福祉タク シー協会の会員になることが条件。	有	障害者支援課	04－7150－6081	https://city.nagareyama.chiba.jp/life/1000974/1000984/1001011	自動車燃料費助成事業の受給者、 3ヶ月を超える入院及び施設への入 所者は対象外。

No.	市町村名	対象者				広域(他の市区町村)での利用	広域実施	協力機関(タクシー事業者)等の有無	担当部署	電話番号	ホームページアドレス	備 考
		身体障害	知的障害	精神障害	その他							
						○：制限なし △：利用区域に制限あり ×：実施なし	利用可能な他の市区町村名 ※本列は削除、左列に変更します。	※ 協力機関等のタクシーを利用しないと、助成を受けられません。			※ 助成内容、利用方法など詳細は各市町村のホームページにて確認してください。	
19	八千代市	身障手帳1～2級、3級（視覚・下肢・体幹・移動機能障害）	療育手帳Aの2以上	精神福祉手帳1級		○		有	障害者支援課	047-421-6740	https://www.city.yachioi.lg.jp/soshiki/26/2950.html	協定を結んでいるタクシー会社であれば、利用できる市町村に制限はない。 （八千代、印西、鎌ヶ谷、佐倉、千葉、習志野、船橋、市川、四街道、柏、成田、匝瑳、浦安等）
20	我孫子市	身障手帳1～2級	療育手帳①～Aの2	精神福祉手帳1級		○	協力事業者として当市と協定を結んだタクシー会社でタクシー券の利用が可能。タクシー券を利用できないタクシー会社を利用の場合は償還払申請可(利用時のタクシー会社の領収書を添付し、利用券と併せ申請する。特に市町村の制限なし。)	有	障害者支援課	04-7185-1111（内線20-384）	https://www.city.abiko.chiba.jp/kenko/shogaishafukushi/ioseisevice/service/koutsu.html	初乗り料金。ただし、初乗り区間のみの場合、初乗り料金から障害者割引額を引いた金額
21	鴨川市	身障手帳1～2級、3・4級（人工透析のために通院を要する腎臓機能障害）	療育手帳①、①の1、①の2、Aの1、Aの2	対象外	下記の1～3すべてに該当する方 1 施設に入所していない方 2 本人及びその配偶者（18歳未満の場合は属する世帯全員）の市町村民税が非課税であること 3 自動車税または軽自動車税の減免を受けていない方または生計を一にする者若しくは常時介護する者が自動車税または軽自動車税の減免を受けていない	○	制限なし	有	福祉課	04-7093-7112	https://www.city.kamogawa.lg.jp/soshiki/16/14608.html	対象者1人につき、1年間24回（助成券24枚） 人工透析のために通院する腎臓機能障害の人は1年間48回（助成券48枚） 助成券1枚につき630円を助成
22	鎌ヶ谷市	身障手帳1～2級、3級（視覚・下肢・体幹機能障害）	療育手帳①、Aの1、Aの2	精神保健福祉手帳1級		△	契約しているタクシー会社であれば、利用できる市町村に制限はない。 （鎌ヶ谷、船橋、松戸、市川、千葉、柏、白井、浦安、鴨川等）	有	障がい福祉課庶務係	047-445-1305（直通）	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/smph/kenko-fukushi/shougaishafukushi/seikatsu-enjoyo/fukushitakusi.html	広域(他の市区町村)での利用、協力機関（タクシー事業者）等の有無については、本市と協定を締結している事業者のタクシーのみの利用となります。
23	君津市	身障手帳1～2級	療育手帳①、①の1、①の2、Aの1、Aの2、重度知的障害者(児)の判定を受けた方	対象外		○	指定タクシー業者の営業範囲内で利用可能（富津、木更津、袖ヶ浦、市原、鴨川、館山、千葉、成田）	有	障害福祉課	0439-56-1148	https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/21/1648.html	
24	富津市	実施せず							-			平成2５年度末廃止
25	浦安市	身障手帳1～2級、3級（視覚）	療育手帳①、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1～3級		○	基本的には浦安市内を事業区域とするタクシー会社と協定を結ぶが、それ以外でも申し出があれば協定を結ぶ。要綱で区域による協定会社の限定はしていない。	有	障がい福祉課	047-712-6394	https://www.city.urayasu.lg.jp/fukushi/shogai/enjo/gaishutsu/1001249.html	タクシー事業者によっては、市外での使用可能。 ご利用時に各タクシー事業者にご確認ください。
26	四街道市	身障手帳1～2級	療育手帳①、①の1、①の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		△	福祉タクシー事業協定機関として、当市に登録したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	福祉サービス部障害者支援課	043-421-6122	https://www.city.yotsukaoido.chiba.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shakaisankasien/fkshTaxiJysi.html	
27	袖ヶ浦市	身体障害者手帳1級～2級	療育手帳①、①の1、①の2、Aの1、Aの2	対象外		○		有	障がい者支援課	0438-62-3199	https://www.city.sodegaura.lg.jp	
28	八街市	身障手帳1～2級、3級（視覚・下肢・体幹機能障害）	療育手帳Aの2以上	精神福祉手帳1級		○	千葉、佐倉、成田、四街道、富里、酒々井、東金、山武、茂原、大網白里	有	福祉部障がい福祉課	043-443-1649	https://www.city.yachimata.lg.jp/	
29	印西市	身障手帳1～2級、3級（視覚・下肢及び体幹機能障害）	療育手帳A以上	精神福祉手帳1～2級		○	福祉タクシー事業協定機関として、当市に登録したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	障がい福祉課	0476-33-4639	https://www.city.inzai.lg.jp/00000000684.html	
30	白井市	身障手帳1～2級、3級（視覚・下肢・体幹機能障害）	療育手帳①、①の1、①の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		○	契約しているタクシー会社であれば、利用できる市町村に制限はない。	有	障害福祉課	047-497-3483	https://www.city.shiroi.chiba.jp/	
31	富里市	身障手帳1～2級、3級（視覚・下肢・体幹機能障害）	療育手帳①、①の1、①の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		○	利用可能なタクシー会社は、福祉タクシー事業協力機関として、当市に登録したタクシー会社となるが、利用可能な市町村の制限はない。	有	社会福祉課	0476-93-4192	https://www.city.tomisato.lg.jp/000001406.html	
32	南房総市	身障手帳1～2級	療育手帳①、①の1、①の2、Aの1、Aの2	対象外	高齢者外出支援バス利用助成を受けていない	○	当市が指定した福祉タクシー指定事業者であれば制限はない。	有	保健福祉部社会福祉課	0470-36-1151	https://www.city.minamiboso.chiba.jp/	
33	匝瑳市	身体手帳1～2級、3級（視覚・下肢・体幹機能障害）	療育手帳①、①の1、①の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		○	旭、横芝光、香取、多古、山武、成田	有	福祉課障害福祉班	0479-73-0096	https://www.city.sosa.lg.jp/sp/page/page000533.html	
34	香取市	身障手帳1～3級	療育手帳①、①の1、①の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級		○	福祉タクシー事業協力機関として、当市が指定したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	社会福祉課障がい者支援班	0478-50-1252	https://www.city.katori.lg.jp	
35	山武市	身障手帳1～2級	療育手帳A以上	精神福祉手帳1級		○	タクシー会社の発行する領収書等あれば、支払は可能。よって、利用区域は限定されない。	無	社会福祉課	0475-80-2614	https://www.city.sammurui.lg.jp/	
36	いすみ市	身障手帳1～2級、3級（下肢機能障害）	療育手帳①、①の1、①の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1級	車の運転をしない者に限る	○	勝浦市、大多喜町、御宿町、茂原市、一宮町、長南町、長生村、市原市、大網白里市、鴨川市、館山市	有	社会・障害福祉班	0470-62-1117	https://www.city.isumi.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushika/shakai_shogaifukushiha_n/2/1_1/1044.html	
37	酒々井町	身障手帳1～2級、3級（視覚・下肢・体幹機能障害）	療育手帳①、①の1、①の2、Aの1、Aの2	対象外	介護保険法で要介護認定又は要支援2の認定を受けた者 町が特に必要と認めた者	○	町と協定を結ぶタクシー会社であれば、利用区域は限定されない。	有	健康福祉課福祉班	043-496-1171（内線138）	https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2014021804613/	

No.	市町村名	対象者				広域(他の市区町村)での利用	広域実施 利用可能な他の市区町村名 ※本列は削除、左列に変更します。	協力機関(タクシー事業者)等の有無	担当部署	電話番号	ホームページアドレス	備 考
		身体障害	知的障害	精神障害	その他							
38	栄町	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)、透析者は1～4級	療育手帳㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2	対象外		○	町と協定を結ぶタクシー会社であれば、利用区域は限定されない。	有	福祉・子ども課福祉総務班	0476-33-7707		
39	神崎町	身障手帳の交付を受けた者	療育手帳の交付を受けた者	精神福祉手帳の交付を受けた者	介護保険法で要介護認定又は要支援認定を受けた者 町が特に必要と認めた者 65歳以上で免許を自主返納した方 65歳以上で同居家族が(公共交通機関を除く)全員交通手段がない方	○	町と協定を結ぶタクシー会社であれば、利用区域は限定されない。	有	保健福祉課	0478-72-1603	http://www.town.kozaki.chiba.jp/	
40	多古町	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2	1級、2級		○	利用者は、指定業者(町と覚書を交わしている業者)の営業範囲内で利用でき、要綱では利用する地域の制限はない。 また、覚書を交わす業者についても、地域による制限は設けていないので、必要に応じて指定業者を増やすことができる。	有	保健福祉課	0479-76-3185		1か月8枚で申請月から1年分をまとめて交付。(透析患者は1か月10枚) 町内であれば片道200円。 町内～町外であれば上限1,000円を助成し、超えた部分は自己負担。
41	東庄町	身障手帳1～2級、3級(視覚・下肢・体幹機能障害)	療育手帳所持者	精神福祉手帳所持者	左記に準ずると町長が特に認めた者 左記の者であって、通学利用の対象者は、単独での通学等が困難かつ保護者等の送迎が困難な者に限る	○	香取、銚子、旭、成田、神栖、多古	有	健康福祉課	0478-79-0910	https://www.town.tohnoshio.chiba.jp/soshiki/kenko/fukushika/fukushi_kakari/gyomu/shogaishafukushi/shogaishamukenosupport/650.html	1 町内の小学校及び中学校の通学に利用する者→利用1回につき1,000円、最大400枚まで 2 特別支援学校及び高等学校の通学に利用する者→利用1回につき2,000円、最大400枚まで
42	大網白里市	身体障害者手帳1、2級	療育手帳㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2	精神福祉手帳1、2級	介護保健法による介護認定が要介護4または5の方	○	千葉市、東金市、九十九里町、四街道市、茂原市、成田市、長生村	有	社会福祉課 障がい福祉班	0475-70-0337	https://www.city.oamishirasato.lg.jp/	
43	九十九里町	身障手帳1～2級	療育手帳㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2	対象外	知的障害者更生相談所若しくは児童相談所の長が交付する判定書の交付を受け、その判定書に掲げる障害の程度が重度の者	○	制限なし	有	社会福祉課社会福祉係	0475-70-3162	https://www.town.kuiukurichiba.jp/	
44	芝山町	身障手帳1～2級	療育手帳㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2	対象外 精神福祉手帳1級		○	全て償還払いで実施しているため特に地域の制限はなし	無	福祉保健課	0479-77-3914	https://www.town.shibayama.lg.jp/0000000244.html	
45	横芝光町	身体障害者手帳1、2級	療育手帳㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2	対象外		○	乗車場所及びタクシー会社の制限なし	無	福祉課	0479-84-1257	https://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/	
46	一宮町	実施なし身体障害者手帳1、2級、又は視覚・下肢・体幹機能障害1～3級	療育手帳㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2	対象外	要介護認定を受けている者のうち要介護3以上の方	○	福祉タクシー事業協力機関として、当町に登録したタクシー会社の営業範囲内で利用可能	有	福祉健康課 福祉係	0475-42-1431	town.ichinomiyachiba.jp/iryou/kaigofukushi/fukushi/14.html	
47	睦沢町	身障手帳1～2級、又は視覚・下肢・体幹機能障害がある方	療育手帳の交付を受けている方	精神福祉手帳の交付を受けている方	・65歳以上住民税が非課税の方で家族の支援を受けることができない方 ・自主的に自動車運転免許を返納した方で家族の支援を受けることができない方 ・腎臓機能障害で透析治療を受けている方 ・障害者総合支援法の対象となる難病患者 ・要介護2以上の認定を受けている方 ・妊産婦(母子健康手帳の交付を受けている方で、出産後2カ月までの方)	○	町内に事業所がないので利用を制限していない	有	福祉課 福祉班	0475-44-2504	https://www.town.mutsuza.chiba.jp/kurashi/allowance/allowance-health/taxi.html	
48	長生村	身障手帳1級～3級	療育手帳	精神福祉手帳	・65歳以上日中独居 ・70歳以上で免許返納者 ・要介護4以上 ・じん臓機能障害で透析療法を受けている方 ・妊産婦(母子手帳交付され出産予定日から3か月経過していない)	○	特に制限なし。	無	福祉課福祉係	0475-32-2112	https://www.vill.choseichiba.jp/	
49	白子町	・身体障害者手帳1級又は2級 ・腎臓機能障害を有し、人工透析療法を受けている者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	・70歳以上で家族等による送迎ができない者 ・要介護4又は5の認定を受けた者 ・母子健康手帳の交付を受けている者で出産予定日後3箇月までの妊婦 ・その他町長が必要と認めた者	△	福祉タクシー事業協力機関として、当町に登録したタクシー会社の営業範囲内であれば利用可能	有	健康福祉課 福祉係	0475-33-2113	https://www.town.shirakol.lg.jp/0000000976.html	福祉タクシー利用券(1ヶ月あたり2,000円、腎臓機能障害を有し、人工透析療法を受けている者については1ヶ月あたり12,000円)を交付。
50	長柄町	身障手帳1～2級	療育手帳	精神福祉手帳	申請年度75歳以上の方 申請年度で65歳以上75歳未満の次に該当する方 ア 自動車運転免許証がない方 イ 自動車免許証はあるが、健康上の理由等により運転が難しい方 要介護認定又は要支援認定を受けた方 自主的に自動車運転免許証を返納した方 視覚、下肢若しくは体幹に障害がある方 人工透析治療を受けている方 母子健康手帳の交付を受けている方であって、出産後2か月までの妊産婦 町が特に必要と認めた者	×	町と契約しているタクシー会社(町内及び近隣市町村)であれば、利用できる市町村に制限はない	有	健康福祉課	0475-35-2414		対象者及び対象者と同一の世帯員に、町税等の滞納がない方 1回の乗車につき3,000円まで利用
51	長南町	身体障害者手帳1～3級	療育手帳㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1、Aの2	精神障害者手帳	1.町民税が非課税で次のいずれかに該当する方 ①介護保険制度の要介護3から5の認定を受けた方 ②80歳以上で自動車運転免許証を自主返納された方 2.母子健康手帳の交付を受けてから出産後2カ月までの方	○	町と契約しているタクシー会社(町内及び長生郡市内)であれば、利用できる市町村に制限はない	有	福祉課 福祉児童係	0475-46-2116	town.chonan.chiba.jp/kenko/ufukusi/shougaisya/271/	福祉タクシー利用券(1ヶ月あたり最大2,000円)を交付

No.	市町村名	対象者				広域(他の市区町村)での利用	広域実施 利用可能な他の市区町村名 ※本列は削除、左列に変更します。	協力機関(タクシー事業者)等の有無 ※ 協力機関等のタクシーを利用しないと、助成を受けられません。	担当部署	電話番号	ホームページアドレス ※ 助成内容、利用方法など詳細は各市町村のホームページにて確認してください。	備 考
		身体障害	知的障害	精神障害	その他							
52	大多喜町	身障手帳1～2級	療育手帳の交付を受けた者	対象外	※65歳以上の世帯員のみで構成されている世帯の方で、以下の①～③の全てに該当する方が対象となります。 ①世帯で車を所有していない。 ②町内に居住する子又は子の配偶者が車を所有していない。 ③公共交通機関の利用が困難又は歩行が困難な方。	○	大多喜町と覚書を締結し、指定されているタクシー業者であれば利用可能。 千葉、市原、茂原、いすみ、勝浦、大多喜、御宿、長生。	有	健康福祉課	0470-82-2168	https://www.town.otaki.chiba.jp/index.cfm/8_204_44.html	対象者が福祉タクシーを利用した場合、利用1回につき800円を助成。対象者1人につき、24回/年度まで交付。 ただし、年度途中に対象者から申請があった時は、その申請を受理した月から当該年度末までの月数に2を乗じた回数とする。
53	御宿町	身障手帳1～2級	療育手帳所持者	精神福祉手帳1～2級		○	町長が指定するタクシー会社と覚書を締結し、事業を実施している。 締結事業所所在地 御宿・勝浦・いすみ・大多喜・茂原・鴨川	有	保健福祉課	0470-68-6716	https://www.town.oniuku.chiba.jp/sub2/6/7/5.html	
54	鋸南町	身障手帳1級、2級(視覚、下肢、体幹機能障害)	療育手帳A、Aの1、Aの2、(A)の1、(A)の2	対象外		○	町が登録しているタクシー会社であれば、利用できる市町村に制限はない	有	保険福祉課	0470-50-1172		